4．　自転車の活用を推進するための計画目標

（1）計画目標の設定

本市の自転車に関する現状やこれまでの取り組みにおける成果・課題を踏まえ、自転車の活用を計画的に推進するため、国や福岡県の自転車活用推進計画を勘案し、４つの計画目標を定めます。

北九州市の自転車に関する現状から見える課題

2　自転車を巡る北九州市の現状と課題

〇人口減少や高齢化の進展に対応したまちづくり

〇健康増進に向けた運動習慣の確保

〇自動車から自転車や公共交通利用への転換

3　これまでの取り組みの成果と課題

〇自転車通行空間の整備推進

〇利用しやすい駐輪環境の形成

〇放置自転車対策の推進

〇シェアサイクル事業の推進

〇自転車に関する情報発信

〇自転車の利用促進

〇自転車貸出し施設の利用促進

〇サイクルツーリズムの推進

〇自転車の安全利用に向けた交通安全教育やルール･マナーなどの啓発の充実

〇自転車保険の加入促進

〇自転車の盗難防止対策の推進

目標

目標１　自転車を快適に利用できる環境づくり

安全で快適な自転車通行空間を創出するとともに、自転車と公共交通との連携を強化し、双方の利便性を向上させることにより、道路交通の円滑化およびコンパクトなまちづくりを推進します。

目標２　自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

自転車通行空間の整備とともに、交通安全に関する教育や啓発を通じて、自転車・歩行者・自動車が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあう意識を醸成することにより、自転車だけでなく、歩行者や自動車にとっても安全な交通環境を創出します。また、自転車保険の加入促進や自転車盗難の防止などに取り組み、安心して自転車が利用できる環境づくりを推進します。

目標３　自転車を活用した市民の健康増進と脱炭素のまちづくり

日常生活やスポーツ・レクレーション活動における自転車利用の普及を推進することにより、市民の体力向上や健康増進を図るとともに、自動車利用から自転車や公共交通利用への転換を促進し、交通分野の脱炭素化を推進します。

目標４　自転車を活用した観光・賑わいづくり

自転車で走ること自体を楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力等を楽しむことができるサイクリング環境を創出することにより、サイクルツーリズムを推進し、観光の振興とまちの賑わいの創出を図ります。

(2) 施策の主な見直し内容

本市では、これまでの取り組みの進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、以下のとおり、今後取り組む施策について、見直しを行いました。

目標1 自転車を快適に利用できる環境づくり

■主な見直し内容

〇シェアサイクル事業の推進

効果的なシェアサイクルサービスの広報・周知に取り組みます。

●情報通信技術活用の推進

情報通信技術を活用し、データ分析に基づく自転車利用環境の形成に取り組みます。

目標2 自転車を安全･安心に利用できる環境づくり

■主な見直し内容

●自転車の安全利用に向けた広報・啓発

・交通反則通告制度導入（いわゆる「青切符」制度）を機に、全ての世代を対象とした交通ルールの周知・啓発活動に取り組みます。

・自転車による配達（デリバリーサービス）や外国人に対する交通安全対策を推進します。

〇事業者等と連携した広報・啓発

自転車販売事業者と連携し、交通ルールの周知や自転車保険の加入を促進します。

〇安全で安心な駐輪環境の整備

駐輪施設に防犯カメラを設置するなど盗難やいたずら等の犯罪防止対策に取り組みます。

目標3 自転車を活用した市民の健康増進と脱炭素のまちづくり

■主な見直し内容

●自動車から自転車への利用転換

短中距離の移動において、公共交通と自転車を組み合わせた効率的な移動を促進し、自動車から自転車への利用転換を図ることで脱炭素社会の実現に寄与します。

目標4 自転車を活用した観光･賑わいづくり

■主な見直し内容

〇多様な媒体を用いた情報発信

自転車活用を通じて、本市の魅力をより効果的に伝えるため、多様な媒体を用いて情報発信を行います。

〇：強化・充実を図るもの　●：新たに取り組むもの

5． 目標を実現するための施策の展開

自転車の活用推進を図るために設定した４つの計画目標を実現するため、それぞれの目標に応じたハード、ソフトの両面からの施策を展開します。

目標１ 自転車を快適に利用できる環境づくり

施策１．自転車通行空間ネットワークの形成
（１）自転車ネットワーク計画の策定
（２）自転車通行空間の整備

施策２．利用しやすい駐輪環境の形成
（１）ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進
（２）市営有料自転車駐車場の利便性向上

施策３．放置自転車対策の推進
（１）自転車放置禁止区域の指定と放置自転車の撤去
（２）駐輪ルールに関する広報・啓発

施策４．シェアサイクル事業の推進
（１）効果的なシェアサイクルステーションの配置
（２）シェアサイクルサービスの広報・周知
（３）公共交通と連携したサービス導入検討

施策５．情報通信技術活用の推進
（１）データ分析を活用した自転車利用環境の形成
（２）交通事故削減に向けた連携・協力

施策６．サイクル＆ライドの促進
（１）ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進【再掲】
（２）サイクルトレイン・サイクルバスの導入検討

施策７．自転車利用の促進に関する情報発信の充実

目標２ 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

施策８．自転車通行空間ネットワークの形成【再掲】

施策９．自転車の安全利用に向けた市民の交通安全意識の向上
（１）自転車利用に関する安全教育の推進
（２）自転車の安全利用に向けた広報・啓発
（３）自転車利用時のヘルメットの着用促進
（４）自転車の点検・整備に関する広報・啓発
（５）安全に自転車を利用するためのアドバイスやサポートの実施

施策１０．自転車保険の加入促進

施策１１．自転車盗難の防止
（１）自転車盗難防止に向けた広報・啓発
（２）安全で安心な駐輪環境の整備
（３）防犯登録の普及促進

施策１２．災害時における自転車の活用

目標３ 自転車を活用した市民の健康増進と脱炭素のまちづくり

施策１３．健康増進に関する広報・啓発

施策１４．自転車貸出し施設の活用

施策１５．身近な移動手段としての自転車利用の促進
（１）自転車通勤の促進
（２）自動車から自転車への利用転換

目標４ 自転車を活用した観光・賑わいづくり

施策１６．サイクルツーリズムの推進
（１）広域モデルルートの整備
（２）サイクリストの受入環境の整備
（３）情報発信

施策１７．シェアサイクル事業の推進 【再掲】

5.1　目標１　自転車を快適に利用できる環境づくり

施策１．自転車通行空間ネットワークの形成

自転車だけでなく、歩行者や自動車も安全で快適に道路を通行できるよう、自転車通行空間の整備を推進し、小倉都心地区をはじめとする１３の整備拠点について、拠点内および拠点間を結ぶ自転車通行空間ネットワークの形成を図ります。

また、整備拠点ごとに自転車ネットワーク計画を策定し、計画的かつ効果的な自転車通行空間の整備を推進します。

なお、自転車ネットワーク計画については、自転車の利用状況などに応じて適宜更新します。

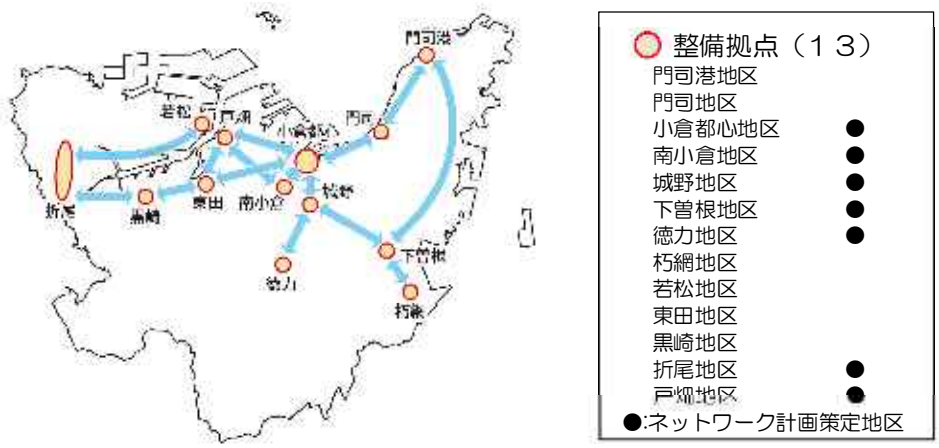


図　自転車通行空間ネットワーク形成のイメージ

（1）自転車ネットワーク計画の策定

自転車ネットワーク計画を構成する路線については、下記の①～⑩を適宜組み合わせて選定します。

①自転車交通量の多い路線
②交通結節点や公共施設、そのほか地域の核となる商業施設などに接続する路線
③自転車事故の多い路線
④高校や大学へ接続する路線
⑤自転車利用の増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
⑥シェアサイクルのステーションを結ぶ路線
⑦既に自転車通行空間が整備されている（または整備に着手している）路線
⑧自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線
⑨情報通信技術を活用した利用実態に即した路線
⑩広域サイクリングルート選定路線

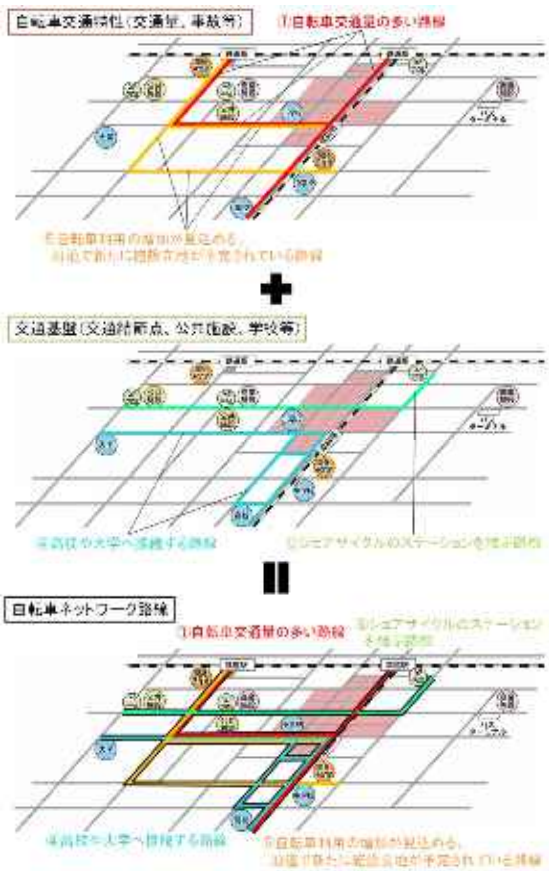


図　自転車ネットワーク計画路線の選定イメージ

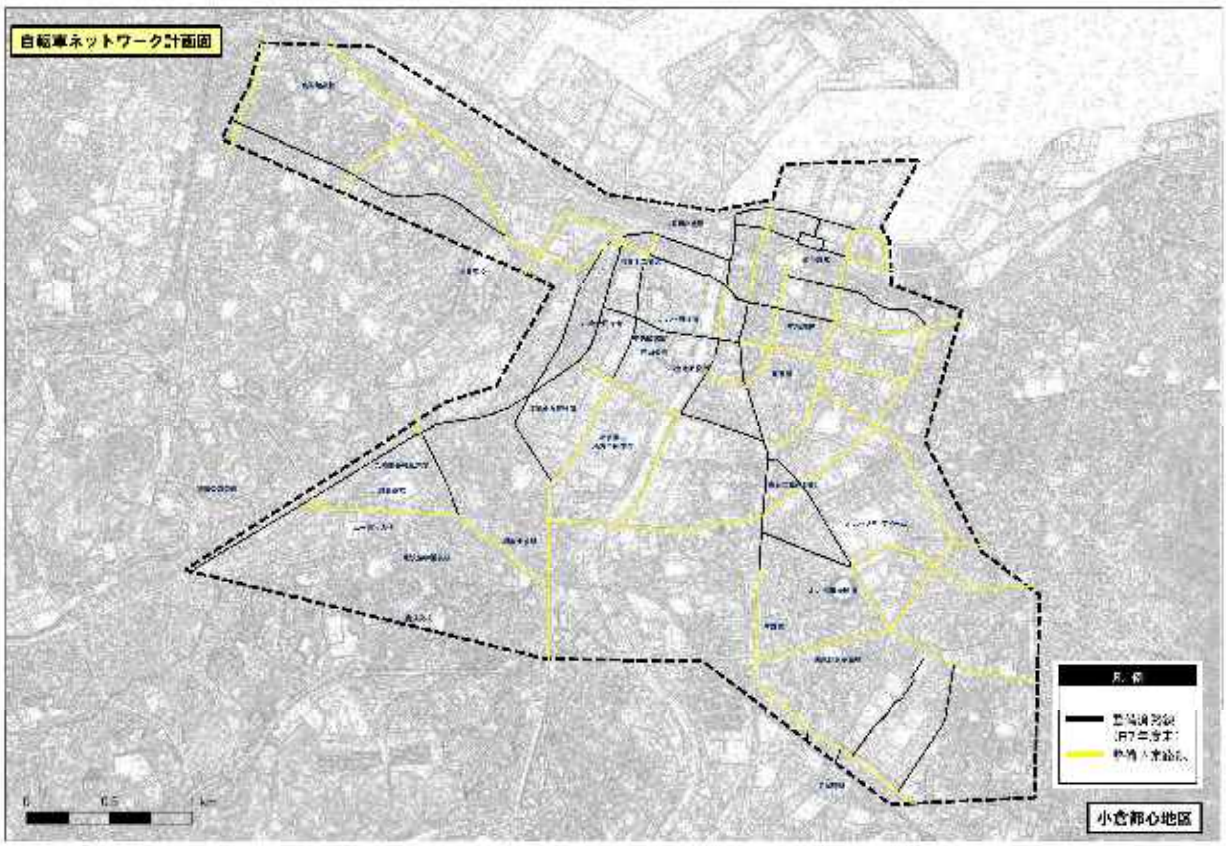


図　ネットワーク計画図（小倉都心地区）

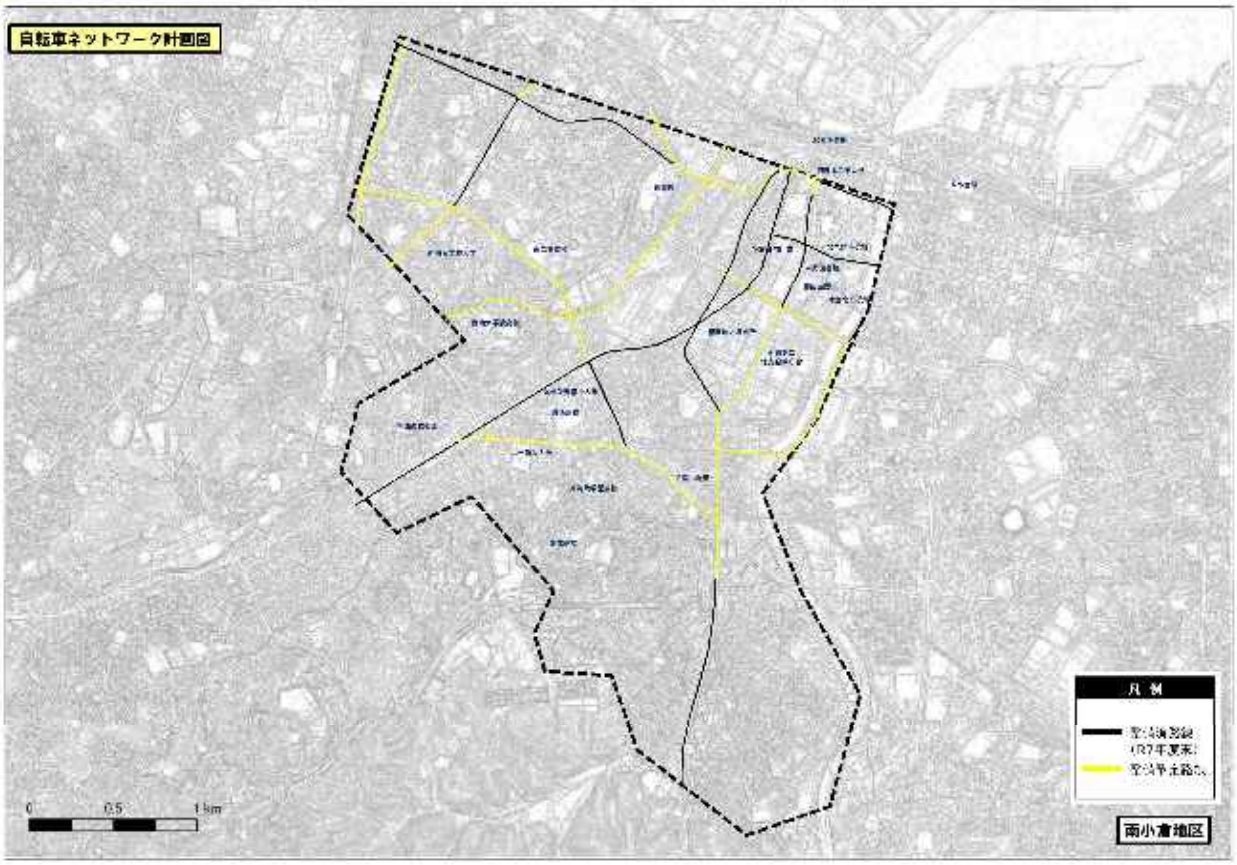


図　ネットワーク計画図（南小倉地区）

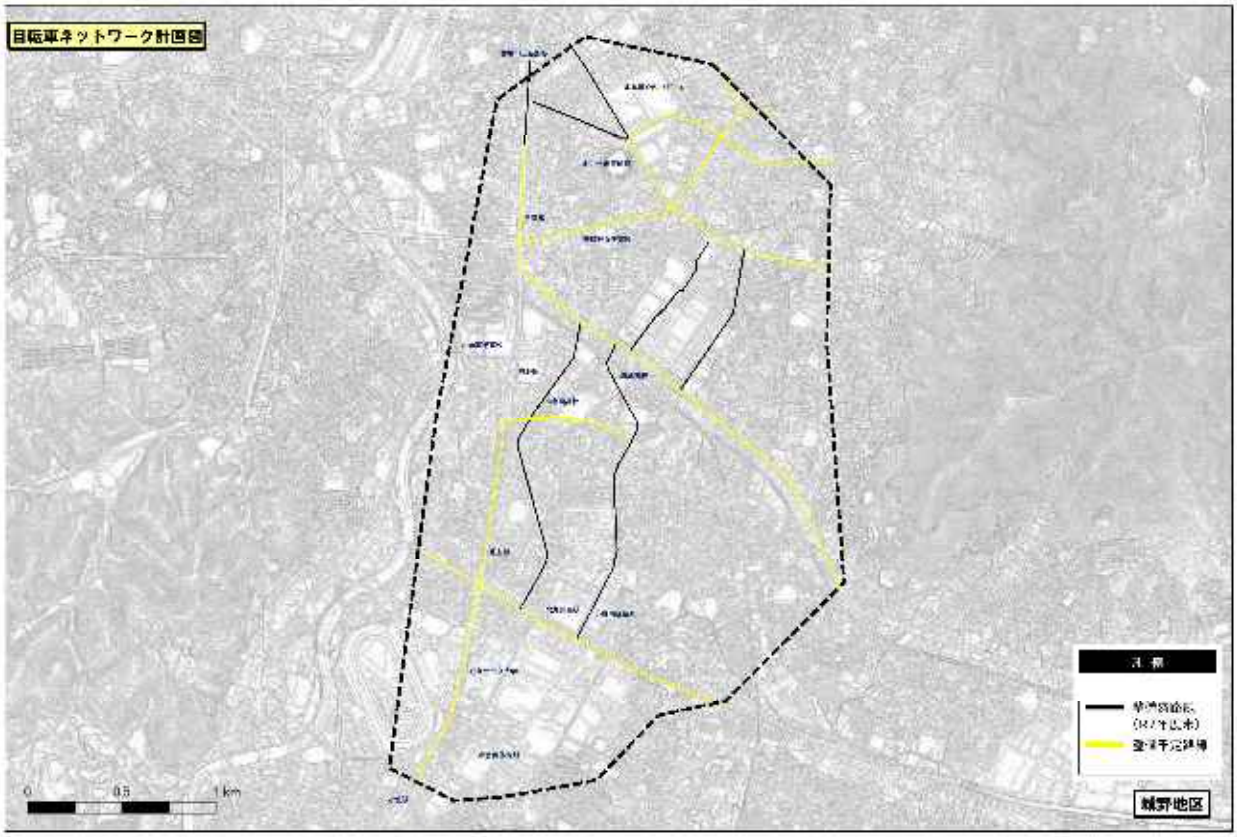


図　ネットワーク計画図（城野地区）

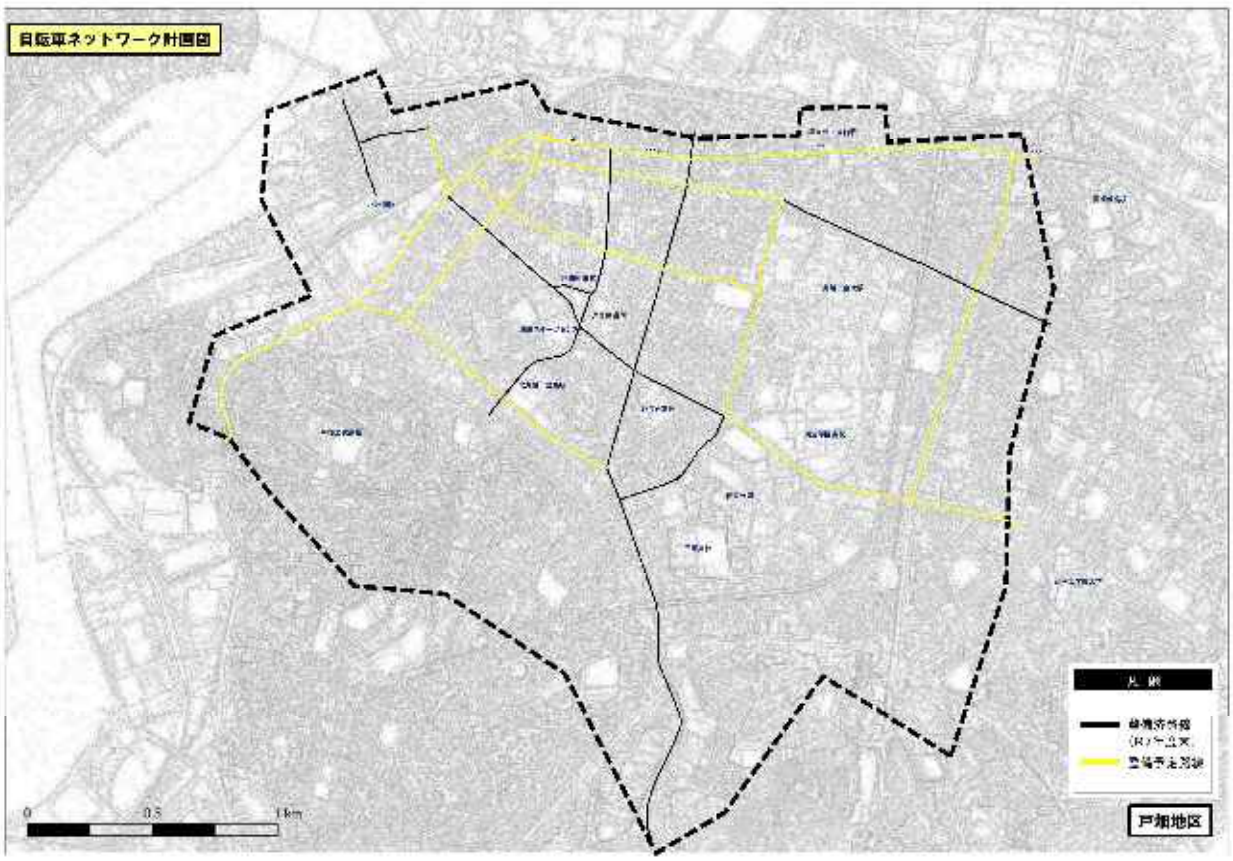


図　ネットワーク計画図（戸畑地区）

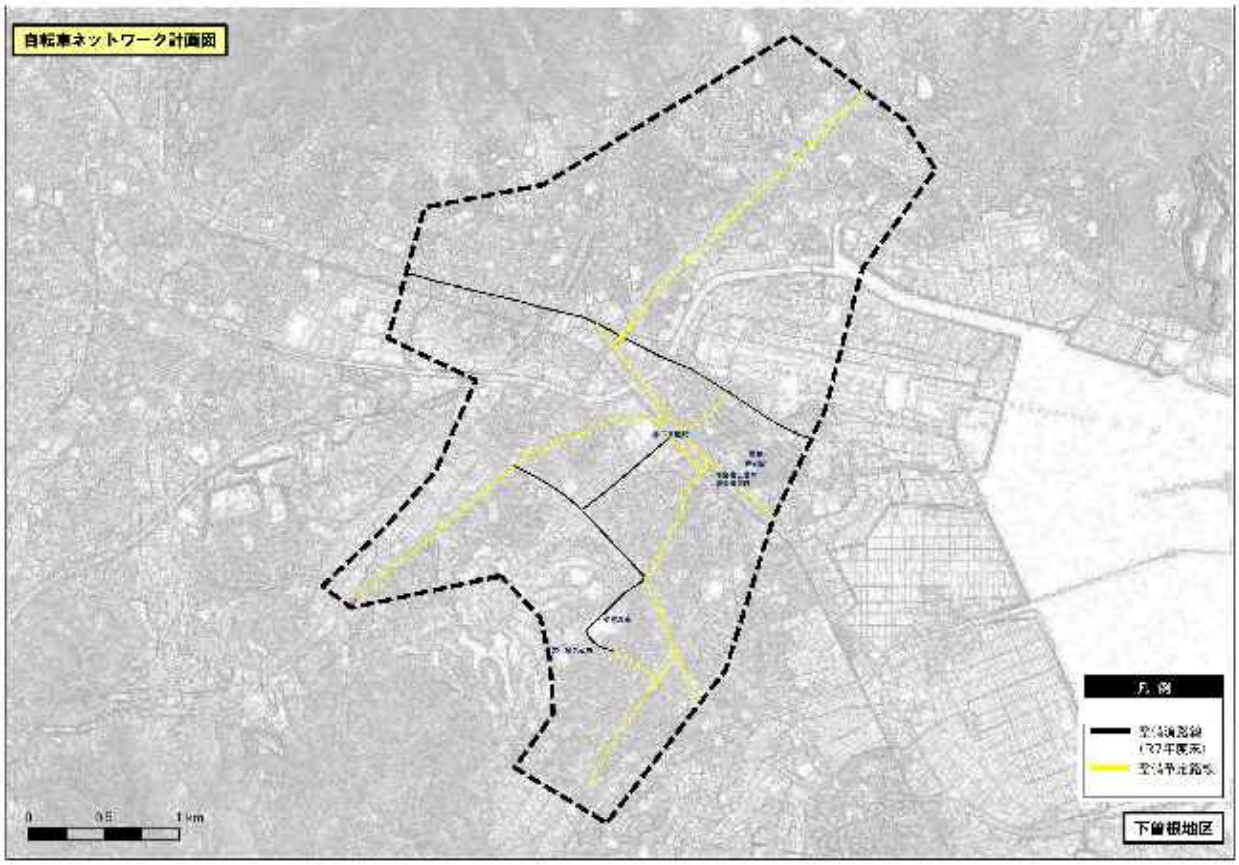


図　ネットワーク計画図（下曽根地区）

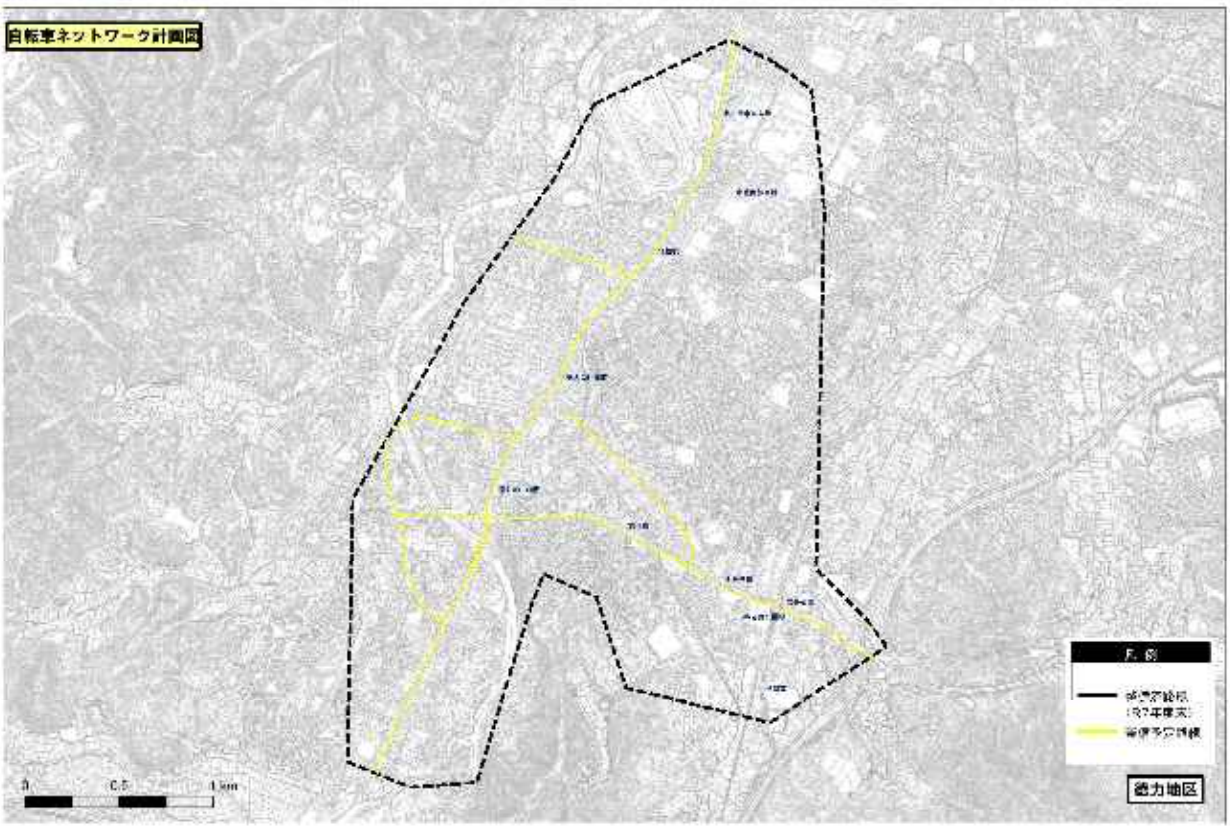


図　ネットワーク計画図（徳力地区）

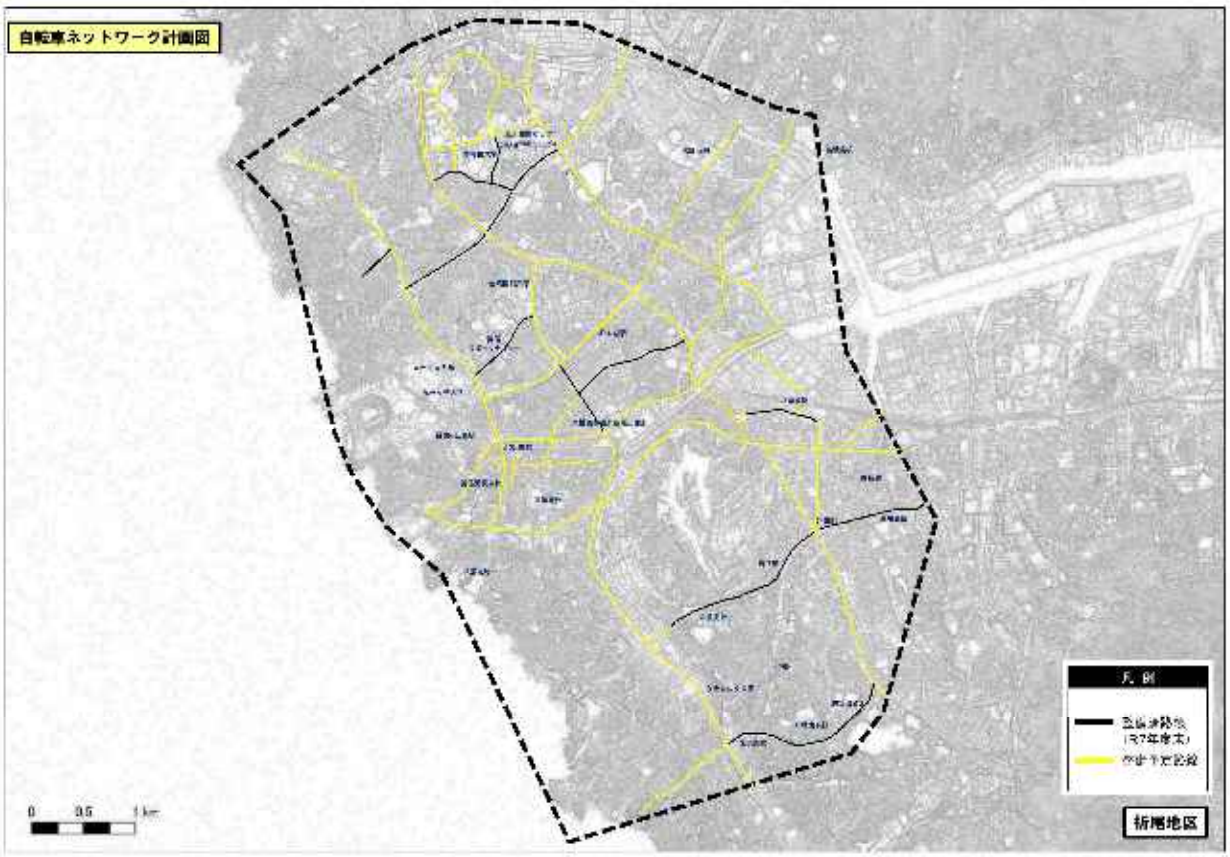


図　ネットワーク計画図（折尾地区）

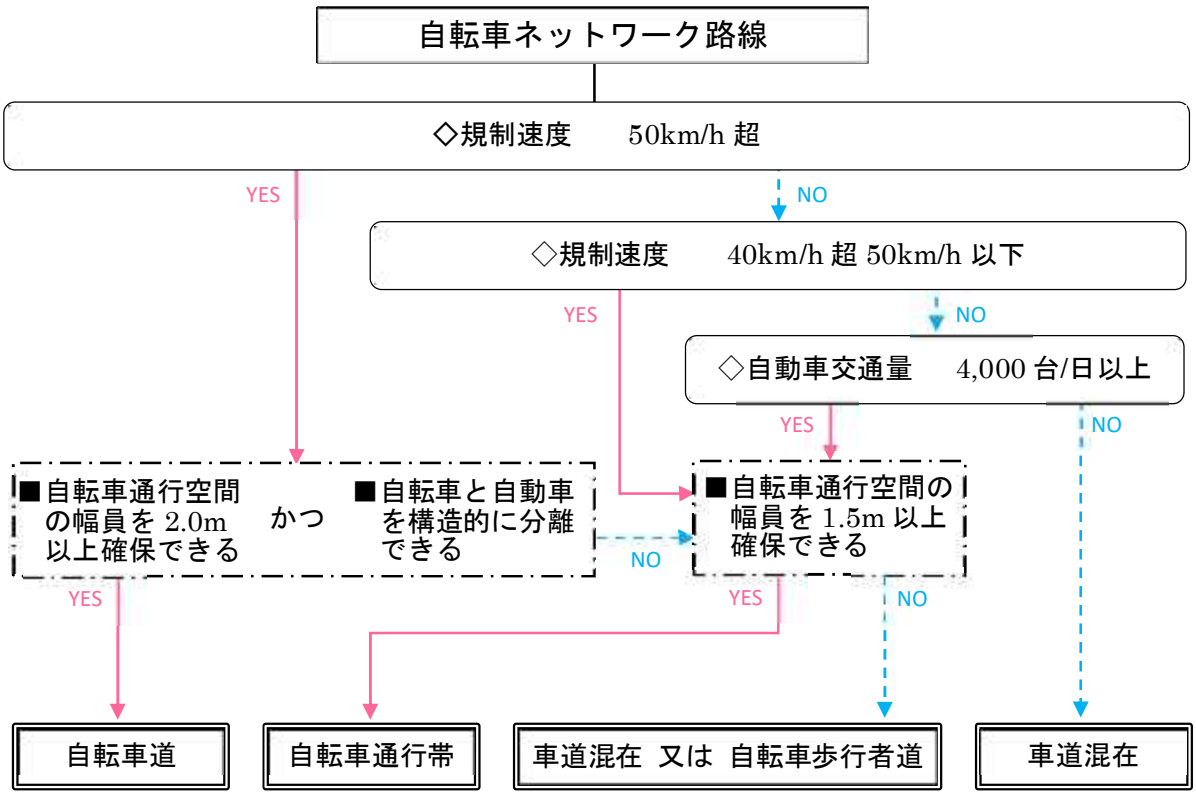
（2）自転車通行空間の整備

自転車通行空間の整備においては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（令和６年６月国土交通省・警察庁）」や令和２年１１月の「道路構造令」の改正を踏まえ、下記の基本的な考えのもと、対象路線の交通状況を総合的に勘案したうえで、交通管理者などと協議しながら適切な整備形態を選定します。

また、自転車利用者が、安全で快適に自転車通行空間を走行できるよう、適切な維持管理に努めます。

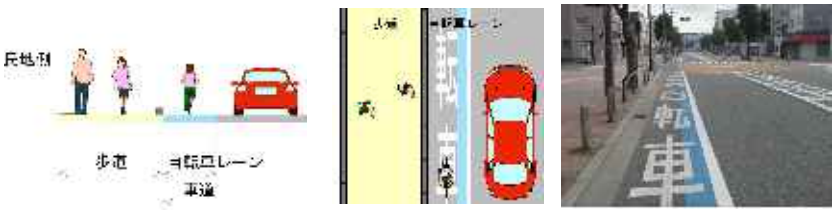
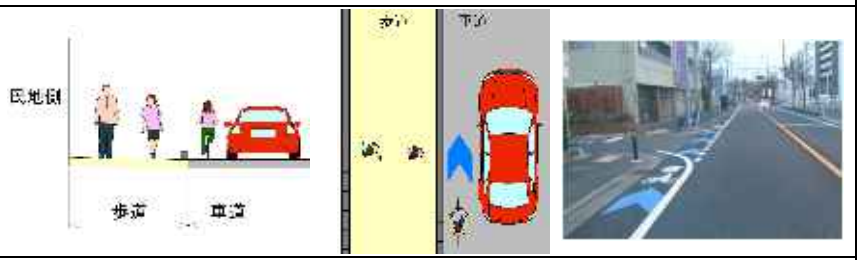
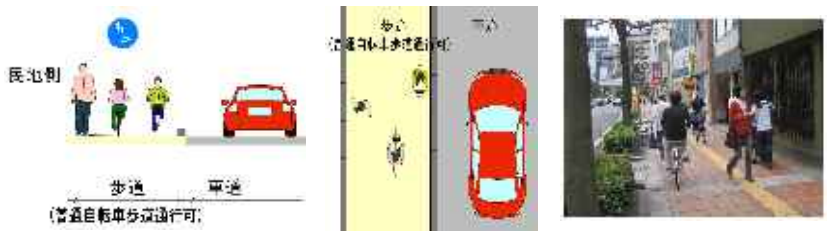
さらに、既存道路において自転車通行空間を整備する際、電柱や照明柱など道路付属物が自転車走行の支障となる場合は、必要に応じ移設などを検討します。

＜自転車通行空間の整備形態選定の基本的な考え方＞



※空間的制約等により上記整備形態が困難な場合は、代替路の検討を行う。
また、将来、改良工事実施の際には、再度整備形態を検討する。

＜自転車通行空間の整備形態と整備イメージ＞

整備形態	整備イメージ
自転車道	
自転車通行帯	
車道混在	
自転車歩行者道 （分離タイプ）	
自転車歩行者道 （共存タイプ）	

施策２．利用しやすい駐輪環境の形成

ニーズや利用特性に応じた駐輪施設の整備や主要駅等に設置した市営有料自転車駐車場の利便性向上により、利用しやすい駐輪環境の形成を図ります。

（1）ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進

自転車利用や放置自転車の状況を踏まえ、目的や日時等の利用特性に応じた駐輪施設の整備を推進します。

また、自転車と公共交通との連携を強化し、相互の利便性の向上を図るため、JR 駅やモノレール駅、バス停における駐輪施設の整備を推進します。

＜折尾駅東自転車駐車場＞



＜堺町地区の駐輪施設＞



＜三萩野バス停自転車駐車場＞



資料：北九州市道路維持課

（2）市営有料自転車駐車場の利便性向上

利用者の入退場をスムーズにするために、引き続き自動入出庫機器の導入を進めます。

また、近年利用が増加している電動アシスト付自転車や子ども乗せ自転車といった多様な車種に対応できる駐輪スペースの確保に努めるなど、自転車利用者にとって使いやすい施設を目指した取り組みを推進します。

＜西小倉駅前自転車駐車場＞



自動入出庫機器（自動ゲート）の導入例

＜戸畑駅前自転車駐車場＞



子ども乗せ自転車に対応した駐輪施設例

＜小倉駅南口自転車駐車場＞



個別式ロック（自転車）の導入例

＜小倉駅南口自転車駐車場＞



個別式ロック（バイク）の導入例

資料：北九州市道路維持課

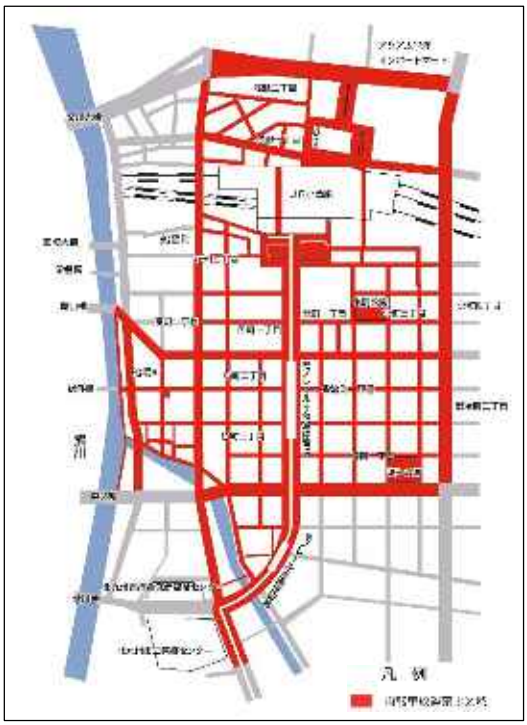
施策３．放置自転車対策の推進

自転車や歩行者の通行阻害や都市景観の悪化などの要因となる放置自転車に対し、利用しやすい駐輪環境の形成とあわせて、「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」に基づく自転車放置禁止区域の指定や放置自転車の撤去のほか、駐輪ルールに関する広報・啓発などに取り組みます。

（1）自転車放置禁止区域の指定と放置自転車の撤去

放置自転車の多い地域については、必要に応じて自転車放置禁止区域の拡大や新たな指定を検討します。また、自転車の放置の多い時期や時間帯などを踏まえ、効果的な放置自転車の撤去を実施します。

また、古くなった自転車放置禁止区域の路面標示の調査や更新を適宜行うなど、自転車放置禁止区域の周知に取り組みます。



JR 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域図
（R８年３月３１日時点）



JR スペースワールド駅周辺地区自転車放置禁止区域の追加
（R４年４月１日指定）

資料：北九州市道路維持課

＜放置自転車の撤去（夜間）＞



資料：北九州市道路維持課

(2) 駐輪ルールに関する広報・啓発

駐輪指導員による啓発や駐輪施設への誘導のほか、街頭啓発や市内の高等学校へのパンフレットの配布などの広報・啓発活動を継続的に実施します。

＜放置自転車の防止に関するパンフレット＞





資料：北九州市道路維持課

施策４．シェアサイクル事業の推進

公共交通の機能補完やまちの回遊性向上に寄与し、通勤・通学、買い物、観光、ビジネスと多様な用途への活用が可能な交通サービスであるシェアサイクル事業を推進します。

＜ミクチャリステーション＞



＜LUUP ポート＞



(1) 効果的なシェアサイクルステーションの配置

シェアサイクルにおいては、利用できるステーションの数や位置が利便性に大きく関係します。そのため、利用者ニーズや公共交通との連携などを踏まえた効果的なステーションの配置に引き続き取り組みます。

		令和３年度	令和７年度
ステーション数	ミクチャリ	26 箇所	52 箇所
	LUUP	―	96 箇所
	合計	26 箇所	148 箇所
自転車台数	ミクチャリ	150 台	150 台
	LUUP	―	125 台
	合計	150 台	275 台
一日平均利用台数		75 台/日	330 台/日

表 ステーション数と利用台数の推移

(2) シェアサイクルサービスの広報・周知

公共交通の利用者や観光客をはじめ、より多くの方にシェアサイクルを利用していただけるよう、効果的なサービスの広報・周知に取り組みます。

(3) 公共交通と連携したサービスの導入検討

シェアサイクルと公共交通を組み合わせた経路検索や予約•キャッシュレス決済まで行うMaaS（Mobility as a Service）の導入を検討します。

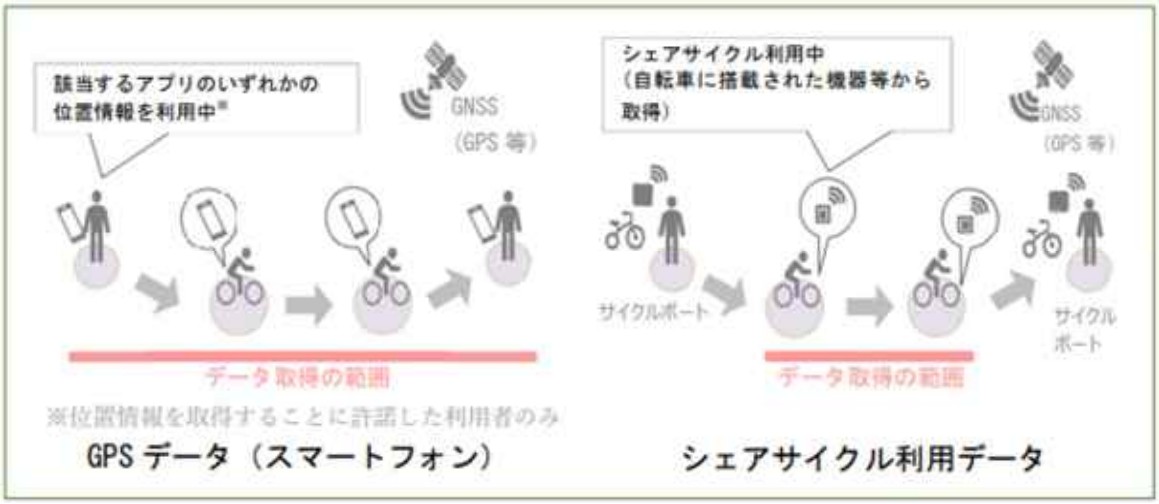
施策５．情報通信技術活用の推進

(1) データ分析に基づく自転車利用環境の形成

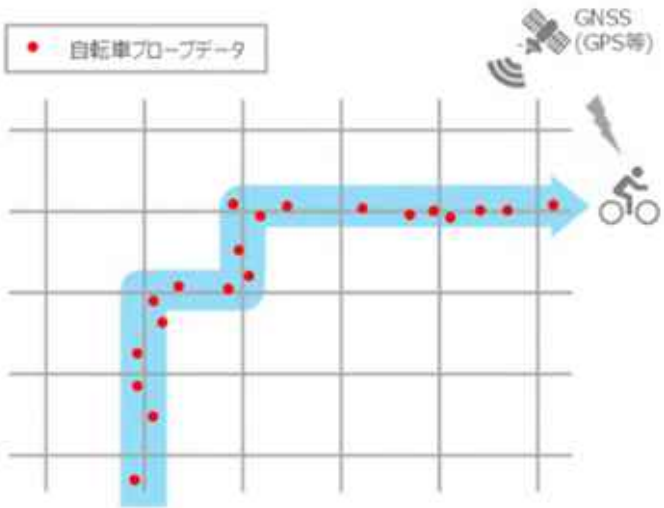
自転車施策を客観的な根拠に基づき、効率的かつ実効性のあるものとするため、情報通信技術の活用を推進します。

国が公開する交通事故情報や交通量等の「オープンデータ」に加え、シェアサイクルから得られる「GPS データ（自転車プローブデータ）」等の活用により、実際の利用実態に即した自転車通行空間の効率的な整備や、優先的に整備すべき路線の選定を行います。

また、走行実績や需要の分析結果に基づき、利用者の利便性を高めるシェアサイクルステーション（サイクルポート）の設置を進めるなど、データ分析に基づく自転車利用環境の形成に取り組みます。



主な自転車プローブデータの概要



自転車プローブデータのイメージ

(2) 交通事故削減に向けた関係者との連携

自転車と自動車等の交通事故を削減するため、国が推進する情報通信技術等を活用した技術検証や社会実装等の取り組みを踏まえ、関係者との連携を図ります。

施策６．サイクル＆ライドの促進

（1）ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進【再掲】

自転車と公共交通との連携を強化し、相互の利便性の向上を図るため、JR 駅やモノレール駅、バス停における駐輪施設の整備を推進します。

（2）サイクルトレイン・サイクルバスの導入検討

自動車依存からの脱却をしていくためには、公共交通や自転車の利用促進が必要であることから、公共交通や自転車の利便性を向上していく必要があります。そこで、中長距離を移動できる公共交通と短距離を機動的に移動できる自転車の連携を図り、鉄道やバスに自転車をそのまま乗せられる「サイクルトレイン」、「サイクルバス」の導入を検討します。

＜サイクルバスの事例＞



サイクルバス（西日本鉄道株式会社）



サイクルバス車内（西日本鉄道株式会社）

資料：西鉄グループ HP

＜サイクルトレインの事例＞



上毛鉄道サイクルトレイン（上毛電気鉄道株式会社）

資料：上毛電気鉄道株式会社 HP

＜サイクルシップの事例＞



若戸渡船（若松～戸畑間）

資料：スマートサイクルライフ北九州

施策７．自転車利用の促進に関する情報発信の充実

「３．６ 自転車に関する情報発信（P２６）」のとおり、本市では自転車に関する総合情報ウェブサイト「スマートサイクルライフ北九州」を開設しています。

本計画の取り組みにあわせ、自転車通行空間の整備状況や駐輪施設の位置をはじめとして、シェアサイクル、サイクル＆ライド、自転車を活用した健康づくり、サイクルツーリズム、自転車利用におけるルールやマナーなど、自転車に関する情報をタイムリーに発信するとともにコンテンツの充実を図ります。

また、更なる自転車利用の促進を図るため、効果的な情報発信の在り方を検討します。

＜自転車に関する総合情報ウェブサイト　スマートサイクルライフ北九州＞



＜サイクルコースの紹介＞



＜自転車のルール・マナーの情報発信＞

